

# 岡山県における児童福祉の現状と展望

## その2 里親制度

内 田 節 子

### ま え が き

今日、児童の福祉をより増進させるための効果的な方法として、コミュニティ・ケアー (Community Care) が多くの識者の中で論議されている。そしてコミュニティ・ケアーとはコミュニティ内に存在する社会福祉機関・施設により、住民の参加を得て展開される方法であることは大方の一致した考え方である。

社会福祉への住民参加が強調されるようになってから久しいが、特に今日のように複雑多様な児童の福祉的ニーズに対応するためには、地域内に存在するあらゆる社会資源が動員され、共働しなければならなくなっている。児童福祉の社会資源としては各種児童福祉施設や公民館または児童委員など多くのものが考えられるが、その一つとして里親がある。

人間の人格形成にとって、彼の乳幼児期における家庭内での人間関係が決定的影響を与えるものとして家庭が重要視されている今日、家庭的養護をなすものとして里親の意義は深く、かつ重要である。しかるに現実には衰退の一途をたどっていると云われているのが今日の里親制度である。岡山県におけるそれも例外ではなかろう。はたして岡山県の実情はどのようなものであるのか、またかくも意義ある里親制度を将来発展させる手だてはあるのだろうか。

### 序章 児童福祉における里親制度

里親制度は昭和22年12月、児童福祉法制定により定められたものであり、児童福祉法でいう里親とは「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて都道府県知事が相当と認める者」(法第27条)をいう。換言すれば、里親とは児童を一時的に、または長期間継続して自己の家庭にあづかり養育することを希望し、里親として登録されている者をいい、児童とは都道府県知事が里親に委託して養育することが相当であると認めた満18才未満の児童をいう。

里親・里子の風習は古来より各地方において様々なかたちで存続していた事実は記録などによって明らかである。それらの場合は、母乳不足、母親の病气や死亡、あるいは迷信や私生児の処置などさまざまな理由によって保護者自らが他人に子どもの養育を委託し、そのための養育料を里親に支払うといったものであつて、今日のような公的制度的もとの委託とは異なるものである。明治に入ってから、東京都養育院(明治18年の里子預け)や岡山孤児院は院外に施設児童の養育者を求めたが、公的な機関として院外委託を奨励したことは特筆されるものである。特に岡山孤児院の石井十次は児童の健全な成長養育にとって家庭が最も重要であり、かつ相当であることを認識し、彼をして「現在の孤児院の制度がすっかり廃止されて、そうした親のない子供が子供のない家庭にあづけられて殆んど自然に近い養育をうけるようになりますれば本当の理想に達したのであります」<sup>1)</sup>といわしめている。

石井十次は児童を里親に委託する際の要件として

1. 人情淳樸にして地勢高燥，水清くして衛生に適せる地方なること
2. 幼年男女を有せざる正直にして親切なる農家に托す
3. 里子の数は一戸一人に限る
4. 毎月養育料（目下金5円）を払う時，其体重を量り，養育の良否を視察し，成績不良なる時は之を他に托す<sup>2)</sup>

をあげ，主として和気，赤磐郡の農家を選んで里子として委託した。十次が院外委託を創設してから里子として委託された児童は545名にもほり，また里子を委託した里親の監督をそれぞれの地方の学校長や医師，村長に委嘱した。養育料として月額5円を里親に支払ったが，当時としては高額であり，しかも現金収入の少なかった農家からは非常に感謝され，里親を希望する農家が多かったと云われている。

以上のように里親・里子は児童福祉法制定以前にも存続したものであるが，児童福祉法により制度として確立したのである。

児童福祉法で定められた里親制度は前述のように保護者が直接に児童を里親に委託するものではなく，保護者による養護に欠ける児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を児童相談所長の進言により，都道府県知事が里親に委託する制度である（具体的には児童相談所長によって措置されるものである）。

里親制度の運用については，昭和23年10月4日付厚生次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」がだされ，それによって施行され今日に至っている。また里親制度の運用における中心的役割を果たしているものは児童相談所である。児童相談所は児童福祉法（法第15条）によって設置されたものであり，児童福祉推進のための中枢的機関として機能するものである。従って当然里親思想の普及，里親開拓や申込み者の調査，認定そして児童委託など諸々の過程について責任を負うものである。

岡山県においては，岡山県中央児童相談所，岡山県津山児童相談所，岡山県倉敷児童相談所の3児童相談所（以後児相とよぶ）において里親に関する業務が取り行なわれている。

3児相は里親登録の希望者の申込みを受理すると，児童福祉司をして当該申込み者を訪問調査させ，児相の所長の認定を受けた後，県児童家庭課を経て岡山県児童福祉審議会へ提出し，当審議会の審査において申込み者の適格性が認定されて，はじめて当該申込み者を里親として里親登録簿に登録する。

各都道府県児童福祉審議会で行なわれる審査の項目はおおむね次のようなものである。

里親： 年令 健康 学歴 性格 職業 年収など

児童と起居をともしする者： 続柄 年令 健康 性格 職業など

その他： 住居 環境 里親希望の動機 養育方針 養子縁組の有無 希望する児童の条件など

なお原則として三親等以内の親族は里親として認められないが，伯父母が経済的に困難な状況にある場合には里親として認定を受けることもできる。

### 養護児童の援助（措置）

親の死亡や病気，または蒸発などによる養護に欠ける状況にある児童，または虐待などのために親に監護させることが不適当であると認められる児童には，養護児童として児童自身の家

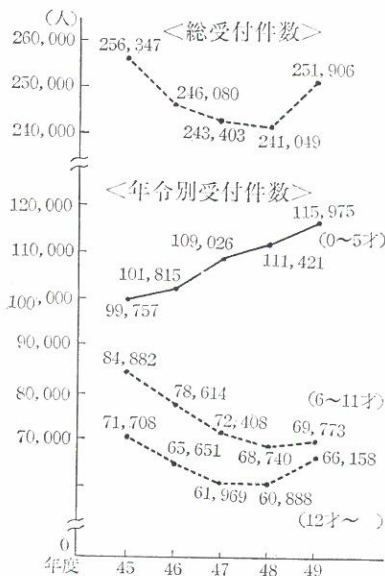


表1 児相における養護相談受付状況

年度	全 国	指数	岡 山	指数
昭45	32,059件	100	1,102件	100
46	32,344	101	1,240	112
47	33,829	105	1,253	113
48	32,298	101	1,078	99
49	31,685	98.8	615	56

資料：昭和48、49年版厚生白書  
3児相業務報告より

図表1 児童相談所における総受付件数  
及び年令別受付件数の年度別推移



資料：厚生省統計情報部  
「社会福祉行政業務報告」  
(昭和50年)

、昭和45年に12.1%、そして昭和49年に10.9%とその割合は年々低下してきている。家庭的養護の必要性が叫ばれながら里親制度が十分に活用されていないのが現状である。このようにわが国においてなぜ里親制度が十分に活用されないのかを考える時、欧米のそれと比較してみると、日本的特質が浮ぼりにされる。

米国でも初期の養護児童の措置は、孤児院と呼ばれる謂ゆる収容施設によるものが圧倒的であったが、近年においては米国には養護施設は存在しない（実際にはわずかながら存在する）と云われるまでに里親制度（Low of Foster Care）は発展している。1933年において要保護児童の47.2%は里親委託によって、そして52.8%は収容施設において養護されたが、1968年初期において全米の公的機関によるサービスをうけている児童のうち33%は里親委託であり、収容施設入所が10%となっている。両者を比較すると里親による養護が実に収容施設のそれの3倍強という実情である。<sup>3)</sup> このように里親制度を発展させた大きな理由の1つとして、子ども

庭に代る環境が用意されている。

こゝ数年来、全国的に児相における養護相談の受付状況は横ばい乃至は若干の減少傾向にある。しかしながら相談における対象者を年令的にみると、乳幼児の比率が学童以上に比較して年々高くなっている（図表1参照）。いわゆる幼児化傾向を示している。このような児相における乳幼児の養護相談の増加は、近年における核家族化の進行や家族関係の稀薄さ、あるいは年令の若い親達の育児放棄などによるものと云われている。

表2 養護児童の措置別状況

		35年	40年	45年	49年
里親	里親登録	19,022人	18,230人	13,624人	11,374人
	受託里親	7,751	6,090	4,075	3,333
	委託児童	8,737	6,909	4,729	3,986
乳児院	収容定員	3,744	3,859	4,088	4,305
	在籍人員	3,123	3,188	3,331	3,515
養護施設	収容定員	36,796	36,749	34,241	34,325
	在籍人員	35,212	32,346	30,933	31,080
	幼児数	6,124	6,701	8,272	
養護児童中、里親委託の占める率		18.6%	16.3%	12.1%	10.9%

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」(昭和50年)

通常養護児童は乳児院および養護施設などのいわゆる収容施設と里親によって養護される。表2は里親による養護状況と収容施設によるそれとを比較したものである。それによると全養護児童中、里親による養護を受けている者は昭和35年に18.6%、昭和40年に16.3%

は家庭で養育されるべきであるという考え方が根強いということがあげられよう。そして里親が里子を養育する場合、多くの里親ははっきりした育児理念を持っている。それに比して、わが国の場合は、養子縁組希望の里親は除外しても、児童の境遇に同情してといった心情的なものが優先し、そこにはっきりした育児理念を見出すことは困難である。

このようにわが国の実情と米国のそれと比較してみると大きな違いを見出すことができるが、今一つの理由としては、米国においては養子縁組相談所と里親制度活用のためのそれを異にしている点が重要なものとして指摘できる。

表3 養護児童の措置別状況

	乳児院・養護施設				里 親			養護児童 合 計
	収容定員	前年度末 現在	入所人員	本年度末 現在	里親登録	受託里親	委託児童	
昭和45年	728	602	248	605 89.77%	285	69	69 10.23%	674 100%
46	720	605	294	644 90.1	207	71	71 9.9	715 100
47	763	644	311	621 89.34	180	74	74 10.66	695 100
48	708	621	214	589 89.09	191	71	71 10.91	660 100
49	699	587	263	579 88.01	211	74	80 11.99	659 100

資料：3児相業務報告より

こういったわが国の状況は岡山県においても例外ではない。表3は3児相が過去5年間に措置した養護児童の状況である。それによるとおおむね全養護児童中10%前後の児童が里親による養護を受けている。

児童が里親に養護される場合、当該児童の養育に要する費用は国および地方公共団体によって支弁される。すなわち委託費として生活費の支給のほか、表4のように各種費用と里親手当

表4 里親、里子に対する費用

	乳児～1才	幼 児	小 学 生		中 学 生	高校生 ～20才	備 考
			1～3	4～6			
里 親 手 当	月額		4,000円				
一般分	月額		18,350円				
	乳児分	月額18,500円					
教 育 費	月額		1,068円	1,058円	2,101円		在学証明
見学旅行費			6年 4,800円		3年13,500円		参加証明
入進学支度金			1年20,000円		1年24,000円		在学証明
期末一時扶助	12月支弁		2,070円				
就職支度金	就職時		15,000円				採用証明
葬 祭 費			24,750円				死亡診断書
医 療 費	実 費						
学校給食費			実 費				給食証明
採 暖 費	10月～3月		480円				
交 通 費			実 費				
特別育成費						10,000円	在学証明
委託支度金	委託時		2,000円相当の衣料				
教 材 費			実 費				購入証明

資料：中央児相提供

として、月額4,000円が支給される。ちなみに里親手当は昭和39年以来昭和46年まで月額500円であり、昭和47年1,000円、昭和48年2,000円、昭和49年3,000円、そして昭和50年4月1日より4,000円に増額された。

## 里親制度の現状と展望

### 里親登録・委託など

昭和51年3月18日現在、岡山県において里親として登録されている者は221名であり、そのうち児童を受託している受託里親は61名である。なお委託されている児童は74名となっている。221名の登録里親が里親として登録された年代をみると表5のようになる。それによると昭和23年9月26日に初回の里親認定・登録が行なわれたが、当時登録された里親2名が未委託里親として残っている。

表5 登録里親の登録年代

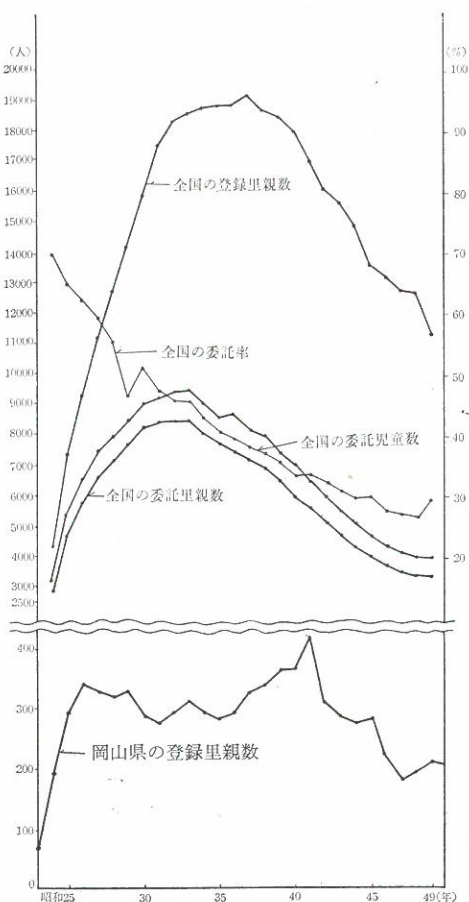
登録年度	実数	%
昭和23～25	7	3.2
26～30	17	7.7
31～35	25	11.3
36～40	28	12.7
41～45	49	22.1
46～50	95	43.0
計	221	100.0

資料：児童家庭課提供資料より

ここで全国的な傾向をみてみると、昭和49年12月末日現在で、登録里親は12,132名となっており、受託里親は3,402名で約28%の登録里親が児童を養育している現状である。同時期における岡山県の登録里親は185名で、受託里親60名<sup>4)</sup>、委託率は32.4%となり全国平均をやま上まわっている。なお受託里親数よりも委託児童数が高いことは、同時に2人以上の児童を養育している里親が存在していることを示すものである。

近年里親制度が伸びなやんでいと云われて久しいが、ここで里親の年次別推移をみると図表2の通りである。それによると全国的には、制度創設から昭和37年頃迄は里親の登録を希望する者が増加したが、それ以降は下降の一途をたどっている。また登録里親に対する児童の委託状況を見ると、当初70%という高い委託率を示したが漸減し、昭和48年度には26.5%にまで降下した。昭和49年12月末には28%とわずかな

図表2 里親の年次別推移



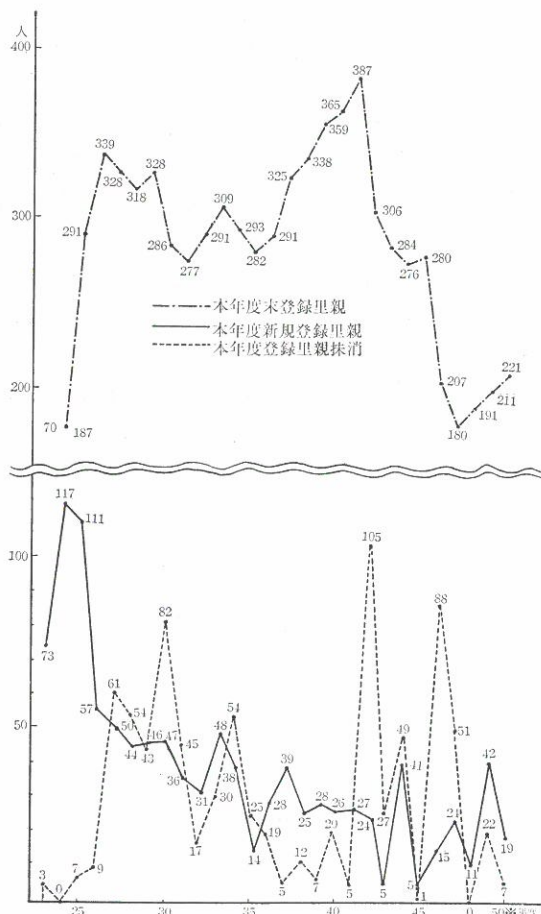
資料：全国・昭和50年度里親研修会テキストより  
岡山・児童家庭課提供資料より



がら上向きに転じた。このように委託率が低下している原因の一つは、里親が登録されて以来、里親の状態が十分チェックされていないということである。都道府県によっては、里親が登録されてから後何年間も、或場合には10年近くもその後の里親の実態が確認されていない例もあり、従って、登録里親の中には里親としての登録を抹消すべき者、または抹消を希望しているが手続きを怠っている者も皆無ではない。昭和50年7月に実施した岡山県立短大生による「里親へのアンケート調査」において、現在児童の委託を受けていない里親（以後未委託里親と呼ぶ）で過去に受託経験のある者の28%が、そして全く受託経験のない者の3.2%が、もはや受託の意志はないと云っている。また別の調査<sup>5)</sup>によれば受託経験の全くない里親の22.3%は実に登録以来9年以上を経ている者であり、5年以上を加算すれば48%にも及ぶ。長期間児童が委託されない場合には、養育の熱意も衰退するだろうし、また家庭内の事情にも変化が生じるであろうことは想像に難くない。ちなみに同調査によれば未委託里親のうち37.3%の者は児童を養育する意志がないという結果がでている。

こういったように長期間、登録後の里親の状態がチェックされないことの大きな原因の一つ

図表3 里親の年次別推移



資料：児童家庭課提供資料  
※昭和51年3月18日現在

は里親登録の適用期間が定められていないことである。米国では一年毎に里親はチェックされるが、里親制度を効果的に運用するためには登録里親の状態に変化があるか否かをチェックすることは重要かつ必要なことである。そしてその責任と役割は児相がもつものである。しかしながら実際には児相は職員不足の状況にあり、このことが十分行なわれていないのが実情である。こうしたことが適切に行なわれているか否かは地方自治体や児相が里親制度にいかなる関心、熱意をもっているかを示すものでもある。登録里親の実情に従って整理されたならば委託率は現状より高くなるものと予想される。

岡山県における里親の状況の推移をみると、里親の登録においては昭和25年および昭和26年が著しく多くなっている（図表3参照）。またこの頃は受託里親の数も多い。岡山県児童相談所紀要第1輯によれば昭和23年10月30日現在で県内における登録里親は30家庭であって、その全家庭に児童（男児28、女児2）を里子として措置しており、委託率は実に100%という有様であった。このように里親制度創設当初は、登録里親すなわち受託里親という状況であったようであるが、それは法

制定以前から貰い子として、または職業見習のような形で相当数の児童が家庭に委託されていたものの中、措置を必要とするものについて順次里親として登録していったことによるものである（特に下津井地区の漁業地帯を主としていた）。従ってそのような種類の里親への切替えが一応完了したと考えられる昭和27年頃から次第に里親申込み者が減少していつている。ちなみに昭和28年度の受託里親は104名で委託率は37.6%に落ちこんでいる。なお委託児童数は114名である。<sup>6)</sup> こうした状況から制度創設当初の県下における里親申込み者はいわゆる里親制度の理念に賛同して里親を希望した者とは言い難い者が多かったと云えるだろう。

次に里親の登録抹消をみると図表3にみられるように各年度によって増減が著しい。特に昭和42年度においては105名の里親が登録を抹消されているが、これは、長期間里親の実情を十分にチェックしていなかった児相がこの年度に集中的に登録里親の実情調査を行ない整理したことによるものである。

ここで過去5年間に3児相が扱った里親の登録および児童委託の状況を見てみると、登録里親

表6 里親の年次別推移

年 度	登録里親 (A)	児童受託里親 (B)	委託児童数	(B)/(A)
昭和46	207	57	71	27.5
47	180	61	74	33.9
48	191	61	71	31.9
49	211	64	80	30.3
※50	221	61	71	27.6

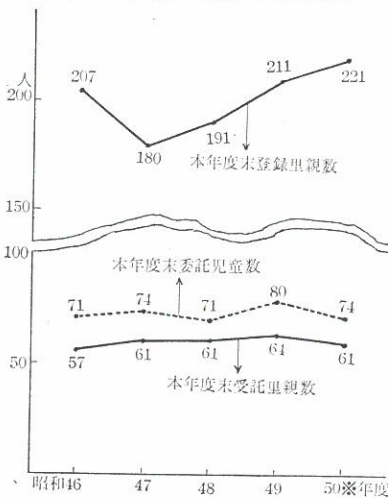
資料：3児相業務報告より  
※昭和51年3月18日現在

親の数は漸増しているが委託率は振わない現状である。(図表4、表6参照) しかしながら下降の一途をたどっている全国的傾向と比較するならば、凹凸があって必ずしも悲観的状況ばかりとは云えないだろう。児相の努力によって、登録・委託ともに増加するであろうことは十分に考えられる。例えば昭和48年度の新規登録里親の63.6%が、そして昭和49年度のその47.6%はすでに受託里親である。この高い委託率は児相の努力の結果とみることができよう。

このような状況から考察すると、里親として登録されたならば早い時期に児童を委託する努力が払われることが重要のようである。また前述した未委託里親には長期間児童を受託していない事実をもあわせ考えると一層このことがよく理解される。

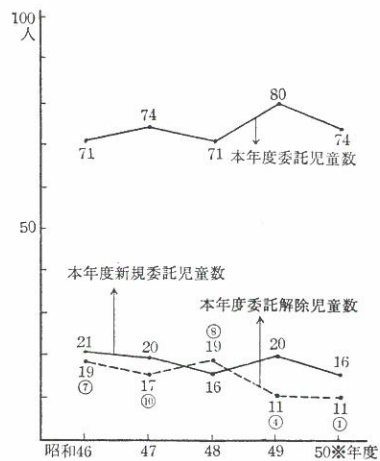
また委託児童の解除の状況を見ると図表5の通りである。児童が委託を解除される理由とし

図表4 里親の登録・受託状況



資料：3児相業務報告より  
※昭和51年3月18日現在

図表5 児童委託・解除状況



資料：3児相業務報告より  
※昭和51年3月18日現在  
○内は養子縁組による数(再掲)



ては就職、施設へ変更または家庭引き取りなど幾つかのものがあげられるが、最も多い理由は里親と里子の養子縁組による解除である。この問題については後述する。

### 里親申込みの動機

里親制度をより発展させるための一つの手がかりを発見するために、里親申込みの際の動機を知ることは無意味ではないだろう。図表6にみられるように昭和48年4月1日から昭和51年

図表6 里親の申込みの動機

	※	世の中の役に立ちたい 17.9%	子どもがない 13.4	養子を得たい 59.7	子どもを育てたい 9.0		
現在受託	※※	18.2	43.2	13.4	18.2	不明 13.6	
委託経験なし		13.5	37.9	8.1	10.8	16.2	13.5
過去に委託経験あり		17.4		60.9		21.7	

資料：※ 児童家庭課提供（S48～S51.3.18）  
※※ 昭和50年7月里親アンケート調査より

3月18日までに里親として認定、登録された者の申込み時における動機は養子縁組が群を抜いている。これに子どもがないからを加算すると、その割合は73.1%の多きに達する。昭和50年7月実施の前述の調査においても、受託里親の56.8%は現在受託中の児童を養子にする意志を表明しており、また未委託里親中過去に受託経験のある者の中16.7%は現在里子をあづかっている理由として養子縁組をしたから（もう里子を預かる

必要がない）と回答している。そして昭和50年度中（昭和51年3月23日抹消の予定ケースを含む）に里親の登録を抹消された里親18人中養子縁組によるものは12人という状況である。

里親を希望する際、その多くの里親希望者が養子縁組を前提としていることはわが国における里親制度の大きな特徴と云えるが岡山県もその例にもれないものである。養子縁組を前提とするならば、児童の受託に際して多くの条件が持ち出されるであろうが、こうしたことが原因となって未委託里親を多く存在させる結果ともなっている。また里親制度そのものの発展を大きく妨げている一因とも考えられている。里親制度発展のためには先づこの問題が解決されることが先決ではなかろうか。米国にみられるように養子縁組を取り扱う機関と純粋に里親制度に関わる業務を取り扱う機関を分離することがのぞましい。また場合によっては業務内容を分離させ、養子縁組を希望する者には里親という呼称を使用しないということも意味があるだろう。

里親申込みの動機として「世の中の役に立ちたい」「子どもが育てたい」というものがあるが、両者を動機として申し述べた里親はすべて実子を有している者である。実子のない者が1名いるが、彼は既に里子を養子として成人させ、引き続き児童の養育を希望する者で養子縁組の意志は持っていない。この種の動機をもつ里親申込み者が増加したならば、まちがいなく里親制度は発展するだろう。

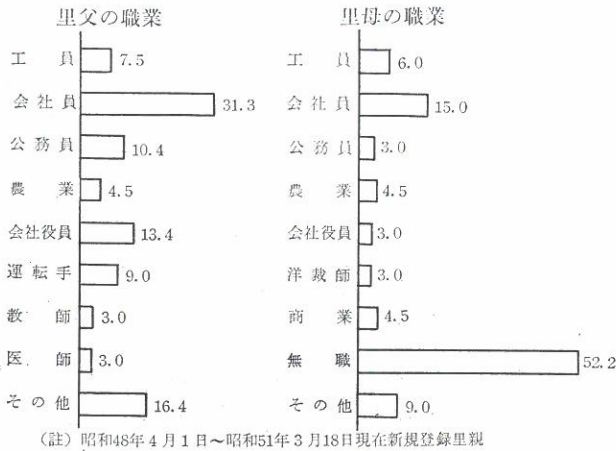
里親申込みの動機を過去と比較してみると、興味あることに養子縁組という言葉が見当らない。昭和28年度末、登録里親について里親申込みの動機をみると第1位は「児童に対する同情心から」で39%、次いで「社会事業的協力」で23.9%（昭和40年代後半での社会の役に立ちたいは17.9%である）と続く。珍らしい動機として「農業の手伝いをして貰いたいから」が3.2%みられる。<sup>7)</sup> この動機からは当時の里親の主たる職業分布を知ることができる。



里親の職業・年令など

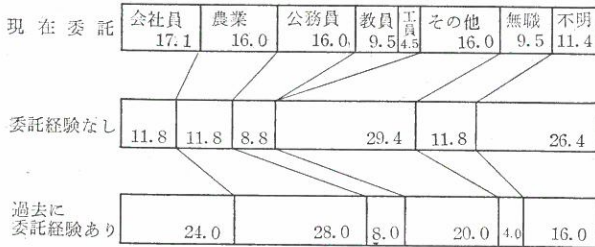
里親を職業別にみると、かつては農漁村中心であったものが、最近の傾向としては常用勤労者いわゆるサラリーマン家庭が増加しつつあることである（図表7参照）。公務員、会社員、

図表7 里親の職業



（註）昭和48年4月1日～昭和51年3月18日現在新規登録里親

図表8 里親の職業



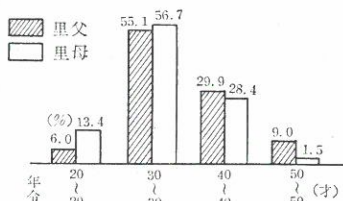
（註）昭和50年7月里親アンケート調査より

に「農作業の手伝いなどのために」里親を希望したという動機からも十分に推察できる。従って後述するように里親に委託された児童の年令は15才から16才前後の者が多かった。

図表8にみられるように、昭和50年7月現在登録里親として登録されている者のアンケート調査によれば未委託里親中過去に受託経験のある里親の職業は農業が28%で第1位を占めているが、全く委託経験のない里親のそれは11.8%と前者の半数以下の割合となっている。このようなことから考察すると、将来は会社員や、公務員、教員などの職種の里親が増加するものと予想される。

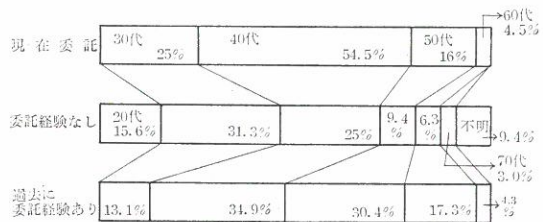
里親を年令的にみると図表9、図表10の通りである。それによれば過去3年間に新規登録里

図表9 里親の年令（昭和48～50年登録）



資料：児童家庭課提供

図表10 里親の年令

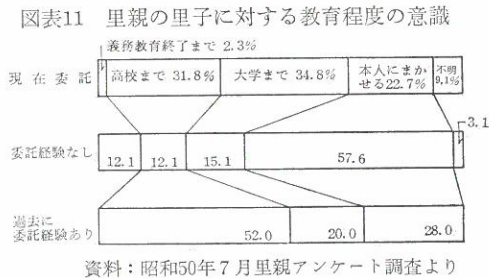


資料：岡山県立短大・保育学研究（第8）1976

親として登録された者は30才代が最も多く過半数を数えるが、前述の調査（図表10）によれば受託里親は40才代が最も多く54.5%となっている。しかしこの年代の者も児童を受託した年代は30才代がかなりの数にのぼるものと推察できる（委託期間を参照）。このことは30才～40才代の年代が児童を養育する上で経済的にも精神的にも安定している時期とみることができる。また養子縁組を決意する年代であることも推察できる。他方委託される児童の立場から考えると実親の年齢に近い年齢の里親がのぞましいとされているが、この点若干年齢が高くなっていることはいなめない。

### 里親の里子に対する養育方針など

里親申込みを希望する時、彼は養育方針を明らかにするが、今も昔も変らぬものとして「わが子同様に養育する」と多くの者が述べている。ここでは特に教育について取りあげてみる。



里子に受けさせたい教育程度として義務教育終了までと考えている者は受託里親でわずか2.3%であり、高校教育までと考えている者は受託里親で31.8%、未委託で過去に受託経験のある里親は52%（受託した児童をすべて高校に進学させたかどうかは不明）である。里親が里子を高校に進学させる場合、昭和48年度

から進学に要する経費として特別育成費10,000円が支給されている。また高校に在学している場合には、18才を過ぎた児童についても措置児童としての取り扱いがなされる。

教育程度について「本人にまかせろ」という考えの者は委託経験の全くない里親に最も多く57.6%を占めている。また大学教育を考えている者は受託里親に最も多く34.8%となっている。

こうした教育的関心の高さは里子養育上の悩みの中にも表明されている。養育上の悩みとして最も多くあげられたものは里子ということを知られたくないなどの社会的悩みであるが、次いで多かったものに教育的悩みがある。勿論この教育的悩みの多くは養護技術上のものであるが、この他に保育所や幼稚園などに入所させてやりたいなどの教育的関心も大きくのぞかしている。そしてこれら教育的関心に附随して出てくる問題として経済的なものが指摘されている（二重措置の問題など）。

### 児童（里子）の状況

養護に欠ける児童の状況をみるとかつては親の死亡や遺棄などが原因となっていたが、最近では親の蒸発、家出、または虐待など親がありながら親の問題性故に養護に欠ける状況下におかれる場合が増加している。従って養子縁組を希望する里親が多い実状においては、容易に養子縁組できる児童は少なくなってきている。また子どもの数が少なくなってきている現在、里親に委託することを希望しない実親もあって、児童を里親へ委託することを妨げる要因の一つともなっている。

児童が里親に委託される場合には、収容施設への措置と異って里親の里子に対する希望が大きく取り入れられる。里親（昭和48年4月1日～昭和51年3月18日現在、新規登録）が希望する児童の条件は表7の通りである。それによると女兒が男児よりも好まれる傾向にあり、年齢的には乳幼児を希望する里親が極めて多く80.5%の高率を示している。このうち養子縁組を希

望する里親の中で身よりのない子どもを望む者が12.5%ある。養子縁組を前提とする場合、でき得れば里子に知られたくないからとか、または子どもは幼少時より養育する方が家族関係がうまくいくという考え方も働いて乳幼児が多く希望されている。

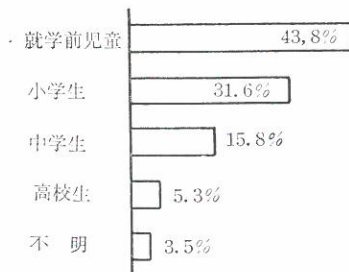
次に受託中の里親が養育している里子は同様に乳幼児が最も多く43.8%で、次いで小学生31.6%となっている。しかしこの小学生についても委託の年代から考察するとその多くの里子が乳幼児期に里親へ委託されたものとみることができる(図表12, 13参照)。

表7 里子の条件

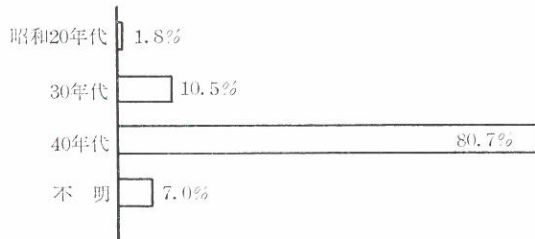
年齢 性	乳幼児	乳一小 学生	小学生 以上	問わない	計
男	22人 30.5%	1 1.4	1 1.4	— —	24人 33.3%
女	29 40.3	5 6.9	3 4.2	1 1.4	38 52.8
男・女	7 9.7	1 1.4	1 1.4	1 1.4	10 13.9
計	58 80.5	7 9.7	5 7.0	2 2.8	72 100

資料：児童家庭課提供

図表12 委託中の里子の年齢



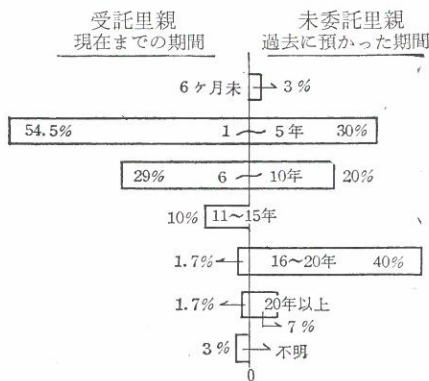
図表13 里子が委託された年代



資料：昭和50年7月里親アンケート調査より

ここで里親の希望する里子の条件を昭和28年度<sup>9)</sup>と比較してみると、驚くべきことに中学校卒業もしくはその前後の年齢の里子が53.5%、そして13才以上を加算すると実に72.8%の児童が委託されている状況である。また岡山県中央児相紀要第2集によれば同所が昭和29年度中に委託した里子57名中15才以上の児童は35.1%であり、11才以上を加算すると64.9%にもなる。そして性別では最近の状況とは全く逆で男児が多く希望され、昭和28年度で64.9%、昭和29年度には57.8%となっている。このように高年齢でしかも男児が希望されたという事は労働力として里子が希望された事を意味するだろう。従って今日の里親希望者は里子を労働力として志向するものではなく、養子として、または本来里親制度が理念としているものに賛同しての申込みを行なっているものと推察することができる。

図表14 里子の受託期間



資料：昭和50年7月里親アンケート調査より

次に里子は里親家庭においてどの位の期間養育されるかをみると図表14のように現在未委託で過去に受託経験のある里親で最も多い受託期間は16年から20年で40%を占めており、現在受託中の里親では5年未満が圧倒的に多く54.5%を占めている。そして6年から10年が29%とほぼ3割弱となっている。このように里子の多くは長期間里親家庭で養育されるが、その間彼等の実親との接触はいかなる状況にあるのだろうか。現在および過去に委託経験のある里親によれば89.7%の里子が実親を持ち、その中の16.2%の児童が時々、また7.4%の児童がしばしば



実親との接触をもつが、残りの里子は全く実親と接触を持たないという状況である。<sup>10)</sup> このあたりにも養子縁組を希望する里親で乳幼児期からわが子同然に養育するという里親その人の心情が読みとれる。

里親に実子がある場合、里子との間柄はどのようなものであるのかをみると「問題あり」と答えた里親は皆無であり、かろうじて現在受託中の里親の6.7%が「よくわからない」と云い、残りの現在および過去に受託経験をもつ里親は「問題なし」とみている。

図表15 実子の有無



### 里親・里子に対する指導、援助状況

里親制度の運用にあたって、中心的機能を果たすものは児相であることは前述の通りであるが、この他に県児童家庭課、福祉事務所、児童委員なども役割の一部を担っている。

しかしながら直接に里親・里子の相談に応じ、助言、指導のサービスを提供する専門家は児童福祉司（児相）である。各児相には里親関係業務を担当する児童福祉司1名が配置されているが、いずれも兼務であり十分な活動が行なわれているとは言い難い現状である。それにもかかわらず里親は里子について相談できる人として児相（児童福祉司）を第一にあげている（図

表8 里親事業内容

事業名	里親協会への委託		内容
	有	無	
里親開拓促進事業		○ (該当欄に○印)	広く里親制度を認識してもらい、より好ましい里親を開拓するとともに現に里親として登録されている未委託里親に対して里親委託を促進する。
里親研修会 ※昭和40年度以降実施 ※対象 { 受託里親 未委託里親		○	児童を家庭の一員として、これに家庭的ふん囲気を与え、児童に対する深い理解と愛情をもって児童が健全な身体及び豊かな情操と良識をもった人間にするための養護技術などについて学ぶ。 県の研修 第1回 地区研修 地区里親会の総会等の機会に併せて実施する。 3児相 年1回
里親・里子交歓会 ※昭和34年以降年1回実施	○県と	財団法人 里親会	里親、里子が一堂に集まり親睦と交歓をはかるとともに相互に理解を深める。
第22回中国地区里親会協議会総会（研修会） ※昭和28年以降第1回 ※当番県もちまわり	○		中国各県の里親及びその関係者が一堂に集まり、近年の激動する社会経済情勢のなかでの里親制度の現状と将来について研究協議し、里子養育技術の向上と地域社会に密着した制度としての進展をはかろうとするものである。
収容施設児童等福祉対策 ※対象 { 収容施設児童 里子		○	施設児童等が集団生活を通じて健全に育成されるよう社会性を身につけ自立心を培うよう指導、訓練と養護の充実を図る。

資料：児童家庭課提供

表16)。里親は前述したように里子養育上の悩みをもっているのが大方であり、とりわけ社会的ななやみや養護技術上のなやみでは専門家の助言を必要としているし、また実際に欲しているのである。こういったことから常に見相は里親や里子のニーズに応えられるよう態勢を整えておかなければならない。いな、それ以上により積極的に里親家庭を訪問し、里親・里子の双方にサービスを提供でき得るよう指導体制を確立すべきである。

こうした個々のサービスの他に里親・里子のための事業が毎年プログラミングされているが、昭和50年度の計画と内容は表8の通りである。こうした事業はどうかするとおぎなりに毎年やっているものとしてのみ行なわれる感が深く、真に里親・里子のニーズにマッチした事業内容であるかどうか疑問である。今一度再検討の必要があるだろう。

図表16 里子について相談できる人



資料：昭和50年7月里親アンケート調査より

### 里親制度の将来

以上岡山県における里親制度の推移および現状を概観してきたが、果して将来この里親制度を現状よりも発展させることができるだろうか。そこには幾つかの大きな問題点が横たわっており、必ずしも楽観を許さないが、最近における養護に欠ける幼児の増加傾向は、より適切な社会的養護の場を提供する里親の必要性を一層拡大してきた。とりわけ収容施設における職員の勤務態勢の問題が大きくなってからは、児童と大人との濃密な人間関係を必要とする幼児の養護を考えると、益々里親制度は重要性を帯びてくる。

こうした家庭的養護の必要性が認識されてか、既に古くは昭和35年神戸市に、また昭和37年には大阪市に家庭養護寮を里親制度の中で考えるという立場から、養護児童に対して手当の加算、備品等の助成のための制度が生まれた。このように地方自治体によっては次々と新しい方策が生み出されたが、昭和48年度発足の東京都における養育家庭制度は注目に値する。この制度の進展を図るために都は養育センターとして4ヶ所の養護施設に1名の専任職員を配置し、養育縁組をしない里親の開拓そして児童委託の促進をはかるために大巾な加算と支度金の補助を行なっている。こうして昭和49年9月厚生省児童家庭局長名で「短期里親の運用について」という通知が出され短期里親制度が発足した。

短期里親制度は言葉に表現されている通り「核家族化の進行等に伴って、保護者が疾病等で比較的短期間入院した場合にも、その期間その児童を監護することが困難になって、児童の養育を他に委託しなければならないものが増加する傾向にあることから里親制度のうち、児童を一時的に自己の家庭に預かり、養育することを希望する里親を短期里親として、これらの児童を委託し、その福祉の増進を図ることとしたものである」<sup>11)</sup>。そして短期里親の認定および登録については 1)普通の里親のように両親が揃ってなくても児童の養育経験があり、児童を適切に養育できると認められればよい 2)登録期間を原則として2年間とし、経過した場合には見相は福祉事務所の協力を得て再調査のうえ再認定してよい(児童福祉審議会の再認定は不要) またその際児童が委託中であれば、家庭訪問は省略し、手続の簡便化を図ってもよいとしている。また児童の委託については、できるだけ保護者の居住地に近い短期里親家庭への委託がのぞましいとしており、委託の場合に緊急を要するケースであれば仮委託ができるなど、弾



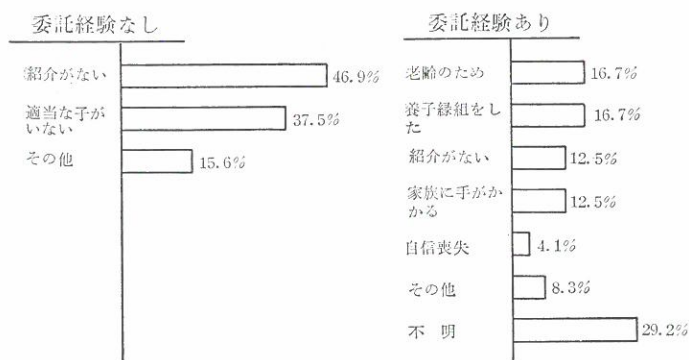
力的な運用が大きな特長と云える。

年々多様化しつつある今日の養護要求に対応するためには、同様に多様化した社会的養護がプログラミングされなければならない。また冒頭に述べたように、今後の児童福祉展開の方向としてコミュニティ・ケヤーが指向される時短期里親制度の発足は十分に理解できるものであり、かつ意義深いものがある。

岡山県においてもこの趣旨に賛同し、短期里親の開拓を開始したが昭和51年3月18日現在五名の登録をみるに至った。今後一層この制度の趣旨が生かされる様、その思想の普及が図られねばならない。この制度の発展のための旗手も従来の里親制度と同様児童福祉司（児相）であるが、3児相あわせて児童福祉司は現在12名という実情である。しかも里親担当の児童福祉司は兼務者各1名という現状である。児相の整備とりわけ児童福祉司の増員が本制度発展のための当面の重大な課題と云えよう。

他方従来の里親制度についても一層の発展を図るべきである。このために先づなされるべきことは、前述したように里親思想の普及につとめることである。そして同時に里親・里子の双方に対する積極的な助言、指導のサービス体制が用意されるべきである。未委託里親に対して、

図表17 未委託里親である理由



資料：昭和50年7月里親アンケート調査より

その理由をたづねてみると図表17のような結果を得た。それによると、受託経験の全くない未委託里親の46.9%は「(児相から)紹介がない」と答えている。このことに関する児相の責任は特別に大きいものがあると云える。また「適当な子がいない」というものについては養子縁組を行なうために解釈すると未委託の

理由が十分理解できる。この点については里親制度本来の理念を今一度十分理解させる方策が講ぜられる必要がある。また前述したように養子縁組と純粋里親とは区別されるべき時期に至っていると思われるが、せめて業務内容の分離と呼称は分けるべきである。また未委託で過去に受託経験のある里親が「老令のため」をあげているが、こういった里親の実情を適宜、適確に児相は把握しておかなければならない。特に未委託里親の実情調査は適当な時期に定期的に行なうべきであり、各々の実情に従って抹消あるいは委託をすゝめていく事が大切である。

以上のことどもを考えあわせると、児相における職員の質・量ともに充実されることが急がれる。そして必要欠くべからざることは里親専任の児童福祉司を配置することである。里親制度の将来の発展のためには何よりも専門家を育てることである。人を得ずしてどうして制度の発展を期待でき得ようか。

里親制度を発展させるための今一つの手がかりとして一般人にアンケート調査を試みたところ、里親制度という言葉を知っている者は48.8%であり、若い人程知らないという結果がでた。また里親制度は十分にPRされていないと答えた者は83.6%もいた。そして一般人に里親制度を知らせる効果的な方法として「マスコミ」(50.4%)と「行政機関によるビラとか機関誌」(33.4%)をあげた。<sup>12)</sup> これらの事柄から、児相はもとより県児童家庭課など児童福祉のための行政機関による広報活動などに一層の工夫と努力が必要とされている。母親クラブや青年学



級は云うに及ばずあらゆる機会をとらえて、里親思想の普及を図るべきである。更に教育委員会とも連携して学校教育の場面でも福祉教育が十分に織りこまれるように図ることが重要である。福祉教育が広く一般の人々の間に浸透した時、その時はじめて里親制度は発展し、より適切に活用されるであろう。そして児童の福祉は一段と高められる筈である。

この稿を終えるにあたり、数々の貴重な資料をこころよくご提供くださった県児童家庭課 矢部久男氏、岡山県中央児童相談所 長瀬喜一氏、岡山県津山児童相談所 田野辺隼氏、岡山県倉敷児童相談所 在里恂志氏に深甚の感謝を申し上げる次第である。

- 註1) 柴田善守 石井十次の生涯と思想 P.129
- 2) 柴田善守 石井十次の生涯と思想 P.128
- 3) National Association of Social Workers, "Encyclopedia of Social Work" National Association of Social Workers, New York, P.103 (1971)
- 4) 全国里親会 昭和50年度里親研修会テキスト P.27
- 5) 全国里親会 昭和50年度里親研修会テキスト P.18
- 6) 岡山県中央児童相談所 岡山県における里親制度の概況—岡山県児童相談所紀要第1輯 P.33 (1953)
- 7) 岡山県中央児童相談所 岡山県における里親制度の概況—岡山県児童相談所紀要第1輯 P.32
- 8) 岡山県中央児童相談所 岡山県における里親制度の概況—岡山県児童相談所紀要第1輯 P.33
- 9) 岡山県中央児童相談所 岡山県における里親制度の概況—岡山県児童相談所紀要第1輯 P.33
- 10) 保育学研究資料(里親アンケート調査結果資料—昭和50年7月実施)
- 11) 厚生省児童家庭局 短期里親の運用についての通知—児発第596号 1974
- 12) 岡山県立短期大学保育科 岡山県における里親制度の実態と一考察—保育学研究 P.5 (1976)

#### 参 考 文 献

- 1) 柴田善守 石井十次の生涯と思想 春秋社
- 2) 松本武子 児童福祉の実証的研究 誠信書房
- 3) 小笠原平八郎 里親保護 川島書店
- 4) 日本女子大学紀要 文学部第21号 日本女子大学
- 5) 岡山県児童相談所紀要第1輯 1953
- 6) 岡山県中央児童相談所紀要第2集 1955
- 7) 保育学研究(1976) 岡山県立短期大学
- 8) 昭和50年度里親研修会テキスト 全国里親会
- 9) National Association of Social Workers, "Encyclopedia of Social Work" National Association of Social Workers, New York, (1971)

#### 参 考 資 料

- 1) 岡山県中央児童相談所業務報告書(昭和45年～昭和49年度)
- 2) 岡山県津山児童相談所業務報告書(昭和23年～昭和49年度)
- 3) 岡山県倉敷児童相談所業務報告書(昭和45年～昭和49年度)
- 4) 岡山県児童家庭課資料
- 5) 養護児童実態調査結果報告書(昭和45年) 日本児童福祉協会
- 6) 社会福祉行政業務報告 厚生省統計情報部(昭和50年)

昭和51年3月31日受理